

被扶養者状況届

※申請する家族1人につき1枚記入して下さい。(高校生以下の子の申請時は添付不要です。)

被扶養者の認定にあたり重要な書類となりますので、全てにご記入及び必要書類の添付をお願いします。

扶養申請者氏名(フリガナ)	続柄	扶養申請者生年月日	年齢
	昭和 平成 令和	年 月 日	歳

1.申請事由 (該当する項目に✓して下さい。)

- 被保険者がロジスティード健保に加入したため
→ [添付] 直近の「所得(非課税)証明書」(収入金額が伏字又は収入金額欄がないものは不可)
- 被保険者と結婚・同居したため
- 退職したため (退職日 年 月 日)
→ [添付] 退職日の分かる書類(退職証明、離職票等)
- 収入が減少したため
→ [添付] (収入減になったことが分かる)直近3ヶ月分の給料明細書または雇用契約書
- 雇用保険の受給が終了したため (支給終了日 年 月 日)
→ [添付] 雇用保険受給資格者証のコピー(支給終了と印字されたもの)
- その他()

2.現在の職業

- 専業主婦(夫)・無職
- パート・アルバイト
- 学生
→ [添付] 在学証明書(専門学校・予備校含む)
- その他()

3.被保険者以外の扶養義務者の有無 (※認定対象者が妻・夫の場合は記入不要です。)

- 有 → [添付] 現在の収入を証明する書類の提出。
- 無 (配偶者と 離婚 死別 (遺族年金 有 無))

4.同居・別居の区分

- 同居
- 別居 → 被保険者からの送金額 (1ヶ月/ 円)
→ 単身赴任・学生 (当てはまる方に○)
[添付] 学生、単身赴任を除く別居の場合は送金証明(3ヶ月分以上)
(申請時に送金実績が無い方、手渡しの方は認定不可となります。)

注1: 発生日は書類が健保到着後3週間まで遡り可能となります。
提出頂いた書類で確認が取れない場合、追加書類をお願いする事があり、
不備や不足があると認定日がずれますのでご注意ください。

注2: 住民票等は個人番号の記載のないものをご提出下さい。

5.現在の収入状況 (※収入は申請以降の金額です。未確定の場合は見込み額を記入下さい。)

就労・必要書類の種類	収入の内容	金額(月額)
<input type="checkbox"/> 無収入(専業主婦(夫)) [添付] 所得(非課税)証明書		0 円
<input type="checkbox"/> 給与所得 [添付] 直近3ヶ月分給与明細書	a. アルバイト・パート b. その他()	(税控除前、交通費込みの総支給額) 円
<input type="checkbox"/> 年金(遺族・障がい・企業年金含む) [添付] 年金改定通知書	年金の種類	(介護保険料含む) 円
<input type="checkbox"/> 被保険者以外の援助金	誰から	円
<input type="checkbox"/> その他継続的な収入 (内職・家賃収入・傷病手当金等) [添付] 確定申告書、収支内訳書	事業内容	(年額収入÷12) 円

6.退職後の雇用保険について (※退職又は雇用保険受給終了から1年以内の場合は記入下さい。)

- 雇用保険の状況 [添付]
 - 未加入 → 未加入であったことが分かる書類「給料明細書(写)」
 - 加入期間不足 → 「離職票1または2(写)」
 - 申請予定 → 「雇用保険受給資格者証(両面)(写)」
 - 受給延長 → 「受給延長通知書」
 - 受給放棄 → 「離職票1・2」または「雇用保険受給資格者証(両面)(写)」
 - 受給終了 → 「雇用保険受給資格者証(両面)(写)」
- (※)基本手当日額が60歳未満:3,612円未満、60歳以上障がい年金受給者:5,000円未満の場合、
被扶養者認定可能です。
上記金額以上の方は、受給開始日から認定要件から外れますので、消滅届の提出をお願いします。

私が主たる生計維持者であり、状況届の内容に虚偽がないことを申告します。
扶養認定以降、被扶養者の月収が108,333円(60歳以上または障がい年金受給者は月収15万円)を恒常的に超えることが予想される場合や、私が主として生計維持する実態がなくなった場合には速やかに消滅届を提出します。
なお、内容が事実と相違したことが判明した場合は、被扶養者の資格を取消し、その間の医療費、給付費を請求に基づき返還致します。

令和 年 月 日

記号 番号 被保険者氏名

印

被扶養者認定基準

被扶養者として認定を受けるためには、下記認定要件いずれの条件も満たす必要があります。
認定対象者の収入と生活状況、被保険者との生計維持関係等を公平かつ適正に審査します。
事実確認を行う上で重要な書類ですので、必ず事前にご確認頂けますよう、お願いいたします。

◆被扶養者の認定条件

区分	要件
年齢	後期高齢者医療制度対象者(原則75歳以上、一定の障がいを持つ方は65歳以上)でないこと。
関係	被保険者から見て3親等以内であること
生活	被保険者の「直系尊属、配偶者(内縁含む)、子、孫、兄弟姉妹」以外の場合、同一世帯であること。
収入	年収130万円未満なおかつ、月収108,334円未満であること。(60歳以上・障がい年金受給者の方は年収180万円未満、月収15万円未満)
	a. 同世帯の場合・・・被保険者の1/2未満であること。 b. 別世帯の場合・・・被保険者からの送金額未満であること。
生計	a. 同世帯の場合・・・生計費の半分以上を被保険者の収入により維持していること。
	b. 別世帯の場合・・・認定対象者個人の収入を超える送金を被保険者から受けていること。

◆年収の考え方

申請時点において今後全ての収入合計金額が上記金額以内であること。

- 給与収入のある方は税法上の1月～12月の収入合計ではなく、今後将来に向かって得られる収入額を予測した換算額となります。そのため、1月から申請時点までの収入合計額が収入要件を超えていても、退職等で今後の収入が扶養基準内になった場合は収入面の要件を満たすことになります。
- 年収には給与の他、年金や家賃収入、給付金なども含まれます。
- 自営業者は法人・個人問わず、自らの社会的責任を果たす必要があり、健保の被扶養者として援助を受けながら自営業を続けることは意に反すると考えられ、原則として被扶養者とはなれません。ただし、自営業による収入(※1)が健康保険の被扶養者の認定基準内であり、被保険者の収入によって生計が維持されているということが証明されれば被扶養者として認定される場合もあります。
(※1)自営業者の方の年収は直近の確定申告書の「総収入から直接的経費を差し引いた額」となり、税法上で認められる経費とは異なります。なお、差し引いた金額が認定基準内であっても、人件費が計上されている場合は認定出来ません。

◆別世帯者の仕送りについて

別居している家族の被扶養者認定条件は「主として被保険者の仕送りによって生活している」と言う事実が必要となります。以下の項目全てに該当したとき、被扶養者として認定されます。	
『毎月送金』	毎月定期的に送金していること。2ヶ月に1回、賞与時にまとめた送金は認められません。
『送金の証明』	送金を公的に証明できる書類を提出出来ること。金融機関の振込控え等。「いつ、誰から、誰に、いくら」が記載されたもの。なお、認定時には最低「3ヶ月分の送金証明」が必要となります。 手渡しによる送金は証明が出来ない為認められません。
『送金額』	1ヶ月あたりの送金額が5万円以上かつ対象家族の収入より2倍以上の金額であること。

※学生や会社都合(単身赴任)での別居は送金証明は不要です。

※義父母は別居の場合、認定不可となります。

◆扶養から外す届出が必要となる例

- ① 就職等により勤務先で健康保険資格を取得したとき。
- ② 収入が扶養の認定条件を超過したとき。
- ③ 雇用保険の受給を開始したとき。(60歳未満・3,612円/日、60歳以上または障がい者・5,000円/日以上の場合)
- ④ 生計維持関係が無くなったとき。(送金を止めた、被扶養者の収入が被保険者の1/2を上回った等々)
- ⑤ 後期高齢者医療制度の対象者となったとき。